



うちなー健康経営宣言

有限会社沖縄総設

第 880 号

令和 4 年 9 月 14 日 登録

令和 7 年 5 月 14 日 更新

代表者メッセージ

熱中症予防対策、その他の健康管理の徹底

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の健診受診を奨励する
6. 適正飲酒対策に取り組む
7. 感染症予防に取り組む